改正少年法と被害者の権利拡大

広島大学法学部助教授 吉中 信人

- 一 はじめに
- 二 改正少年法における被害者への配慮
- 三 手続参加に関する比較法的考察
- 四 おわりに

ーはじめに

犯罪被害者救済に関する課題は、極めて総 合的な対策が重要な領域であり、司法におけ る施策で全てが解決されるわけではない⁽¹⁾。 しかし、司法がそこで果たす役割には、いぜ ん大きなものがある。そして、とりわけ刑事 司法において「忘れられてきた存在」ともい われる被害者であるが、まだしもこの領域で は、公開裁判のもとで一定の配慮はなされて いたといい得るし、平成12年には、いわゆ る犯罪被害者保護関連二法の成立によって、 被害者等の意見陳述権(刑事訴訟法〔以下、 「刑訴法」という〕292条の2)を含む重要な 被害者対策がなされた(2)。また、実務・学界 における議論も、それ以前から盛んに行われ ており、多くの有益な成果が得られてい る⁽³⁾。これには、わが国における被害者学の 発展が寄与するところが大きい(4)。さらに、 刑事法の専門外の人々からも、大きな関心が 払われてきた⁽⁵⁾。

ところが、こと少年司法における被害者に 対する配慮については、これまで研究成果も 比較的少なく⁽⁶⁾、例えば、刑事司法との関係 でどのような分析視角を持つべきかといった 基本的な課題の追究さえ十分ではなかったように思われる。少年司法における被害者対策は、少年の健全育成理念や審判の非公開という点で大きく成人刑事司法と異なって済まさい、刑事司法の単なる適用拡大の問題で済まさに、瀬川晃教授は、「この壁を壊さずに乗り越えなければならないという点で、少年審判における被害者の地位の問題は特殊性を有している。」とされ、刑事司法から分離した形で少年審判における被害者の地位について議論する必要性を示唆されている(の)。

そこで、本稿においては、司法外の様々な被害者支援策や刑事司法における被害者対策問題の重要性を視野に収めつつ、諸先学の成果を踏まえながら⁽⁸⁾、少年司法内、とりわけ審判段階における手続参加の問題について、若干の比較法的考察をしてみたい。その前に、改正少年法で得られた被害者対策の規定を概観しておこう。

二 改正少年法における被害者への 配慮

今回成立した改正少年法における被害者関係の規定は、情報提供に関するもの (5条の2、31条の2) と意見聴取に関するもの (9条の2) とに分けられる。以下これを順に検討する (9)。

まず5条の2は、(被害者等による記録の 閲覧及び謄写)として、審判開始決定があっ た後に、被害者等⁶⁰又は弁護士に対する非行事実関連記録の閲覧謄写を認めるもので、法制審議会の改正案⁶⁰では取り上げられなかったものであり、少年審判規則7条2項の規定を被害者等にまで拡大し、法律条文に格上げしたものといえる。従来から取り上げられていたのは、31条の2(被害者等に対する通知)であり、こちらは終局決定後において、少年・法定代理人の氏名や住所・居所、決定年月日、主文・理由の要旨を通知する規定となっている。

これまで情報提供については、その主体をめぐり議論があったが⁽¹⁾、法改正によって一応の決着をみたことになる⁽³⁾。しかし、この規定によって警察の連絡制度や検察の通知制度⁽⁴⁾が否定されたわけではない。被害者の知る権利と少年のプライヴァシー権との調和の視点から、各機関の分業を明確にしたうえ、バトンタッチの問題も含め、関係各機関がよく協議する必要がある。いずれにしても、少年および付添人の同意を得るような運用が期待される。

なお、捜査機関による通知制度と同様⁽⁵⁾、この5条の2および31条の2の規定はは⁽¹⁶⁾。利あるいは請求権ではないと考えられる「ない、刑訴法の規管写を「させることができるからも明らないるところからも明らないのとする」としている点で若干家裁の「する」としている点で若干家裁の「する」としている点で若干のよっないなるが、権利の承認にまでらかいるとする」との措置と考えられ、あらなないと解される。さらに、これらの許裁れないと解される。さらに、これらの許裁れないと解される。さらに、これらの許裁れるの当法行政上の措置と考えられ、らいず。少年の健全育成等との関係や事後の困難性等を考慮すると、とりあえずは妥当な落とし所というべきである。

被害者の権利と少年のプライヴァシー保護との調和という点では、5条の2第3項(31条の2第3項も準用)が、情報を得た被害者等による濫用を禁じる一方で、裁判所の条件付与を認めず⁽¹⁰⁾、且つ罰則を設けていないのも妥当な線と評価できる。さらに、情報の必要性は、民事上の損害賠償請求に資する面もあり、「申出」期間を3年としたのは、民法724条の消滅時効との関係で整合性が認められる。

次に、9条の2が、(被害者等の申出によ

以上のような改正は、被害者に対する配慮 として重要なものである。ただ、検討事項は なお存在する。とりわけ、被害者の審判廷へ の参加の是非については議論があり、次に諸 外国の制度も交え考察する。

三 手続参加に関する比較法的考察

近年わが国でも修復的司法観の支持者は多く、少年司法にも何らかの形で被害者の参加を認めるべきだとの意見も有力である。しかし、多くの支持者も審判段階への立会ないし参加には消極的であり、ダイヴァージョンの一形態として加害者一被害者間の刑事ないの一形態として加害者一被害者間の刑ないるがある。さて、この問題をわが国で十分に検討するための準備作業として、諸外国では、少年審判における被害者参加をどう扱っているか、若干の国について概観する。

まず、アメリカは、司法外の被害者支援がかなり進んだ国であるが、それでも被害者側からの少年裁判への出席要求は強く、いくつかの法域では、被害影響供述(以下「VIS」とする)が処分前調査に付け加えられ、少年の処分に対して意見を提出する機会が与えられてきているほか、1996年までに22州が少年犯罪被害者対策立法を行い、その中の規定には少年裁判所手続において聴聞の機会を与えるものが多いという。同じくイギリスには少年裁判が大きウエールズ)も司法外における支援が充実していることで知られるが、こちらではアメリカのVISに対しては比較的冷淡であって、成人のばあいでさえ批判的

な見解が多いようである⁶⁴。宣告段階とはいえ、被害者の参加は刑法の基本原則に反すると考えられており、比較的わが国の議論に近いものがある。ただし、比較的軽い事案を取り扱う青少年犯罪者パネルは、被害者の出席を許可することができ、そのばあいパネルの同意を得て付添人の同伴を認めることもできる(1999 年青少年・犯罪取扱法7条4項a号及び5項)。なお、伝統的に英米法があり、イギリスでは制度としては認めているが、現実には私人訴追は行われていないに等しい。

次に大陸法系の国々はどうか。まずドイツ では、成人に対し認められている私人訴追と 附帯訴訟は、少年に対しては認められない (少年裁判所法80条1項3項) (の これは、 私訴原告人としての被害者は、教育的な考慮 にもとづいた気配りもなしに、個人的な報復 欲求の視点と主観的な権利の貫徹のみからあ まりに安易に訴訟をせきたてるからだ、とさ れる。なお、刑訴法上の被害者に対する損 害賠償の規定も少年手続においては適用され ない(少年裁判所法81条)。その他の刑訴法 上認められている被害者の権限が少年事件で 認められるのか否かは明確でない
っただ、 少年裁判所法 48 条は非公開原則を規定する ものであるが、2項で被害者の出席を認め る。また、被害者が殺されたばあいは、その 親族が出席できる。被害者側弁護士の立会も 可能である。これに対してフランスでは、 少年事件であっても附帯私訴当事者となるこ とができ、それは少年係裁判官の段階から少 年裁判所、少年重罪法院に至るまで可能であ る (1945年2月2日のオルドナンス6条)。 ただ、少年事件のばあい、直接に事件係属を 果たせず、検察官の訴訟行為に参加すること になる。

最後に、イタリアでは、少年刑事手続法 (1988 年共和国大統領令 448 号「少年被告人 の責任に関する刑事手続規定」) 31 条 5 項が 刑事訴訟法 90 条を準用しており、犯罪被害 者は、記憶を述べ、証拠の基本要素を示すた めに予備聴聞に参加する。同条の規定は裁量 的でないが(La persona offesa partecipa) もちろん必ずしも出席する必要はないと解さ れる。ただし、同法 10 条は、少年裁判所に おいては、犯罪によって被った損害の返還や 賠償を求めて私訴権を行使することはできない旨規定している。なお、イタリアにおける少年に対する予備聴聞は、1人の司法官と、男女1人ずつ2人の名誉職裁判官の計3人によって少年裁判所でおこなわれる^図。

四 おわりに

少年審判の非公開性という原則は、ほぼ世 界共通であり、成人のばあいには傍聴という 手段で得られる情報が、通常では得られない という問題があった。そこでわが国でも、今 回の改正により一定の情報提供と意見聴取と いう手当が施され、これは大きな一歩として 評価できる。しかし、手続参加には、これら に吸収され尽くせない問題も含まれている。 わが国の少年司法の構造は、大陸法のものと は異なっており、両司法構造の差異を踏まえ たうえでなお慎重に検討する必要はあるが、 少なくとも審判過程に、正式な「出席者」と して被害者は参加する権利があるものと思わ れる。これに対しては少年を萎縮させ、少 年が益々心を閉ざすことになるとの懸念が従 来より提出されているが、むしろ少年の非行 克服にこそ、被害者遺族等の「気持ち」を知 ってもらうことが不可欠なのである。

既に心理学は、他者に対する偏見が、その対象に関する無知や接触のなさから生じることを実験科学的に示しており、人間に対する 理解の不足は、人間に対する偏見を生む。被害者にとっても少年にとっても、審判という場でお互い接触する機会を持つことができれば、被害者の「知りたい」という欲求も充足され、不必要な応報感情を醸成する契機も減少していくのではなかろうか。そのばあ

い、審判を指揮する裁判官の果たす役割がこれまで以上に重要なものとなるのは、今更い うまでもない。

〈註〉

- (1) 周知のように、アメリカのNOVAやNVC、ドイツの「白い環」等の活動が成果をあげており、狭義の司法外、または司法と連携による被害者サポートの充実度が、司法のレベルにおける支援のあり方に影響を与えている。伝統的に被害者の手続参加に消極的であった英米法系の国々や、それが制限されたドイツにおいて、司法前の刑事調停システムや司法後の国家補償制度が早くから発達してきたことは偶然とは思われない。また、司法外においては特に各種市民団体やNPO等のサポート体制が重要な役割を果たしている。
- (2) 特集「犯罪被害者保護関連二法の成立と 展望」現代刑事法第2巻11号(2000年)所 収の各論文等参照。
- (3) 最近の重要なものだけでも、特集「犯罪被害者の保護と支援」現代刑事法第2巻2号(2000年)、特別企画「犯罪被害者と刑事手続」季刊刑事弁護第22号(2000年)、特集「犯罪被害者の保護」ジュリスト1176号(2000年)、特集①「犯罪被害者の保護と救済」ジュリスト1163号(1999年)等に所収の各論文など、枚挙に遑がない。
- (4) 諸澤英道『[新版] 被害者学入門』(成文堂、1998)、宮澤浩一・田口守一・高橋則夫編『犯罪被害者の研究』(成文堂、1996)、カイザー/クーリー/アルプレヒト(宮澤浩一・田口守一・高橋則夫編訳)『犯罪被害者と刑事司法』(成文堂、1995)、宮澤浩一『被害者学の基礎理論』(世界書院、1956)等参照。
- (5) さしあたり、新恵里『犯罪被害者支援ーアメリカ最前線の支援システム』(径書房、2000年)、河原理子『犯罪被害者』(平凡社新書、1999) 等参照。また、少年問題が中心であるが、被害者側からのものとして、児玉昭平『被害者の人権』(小学館、1999年) 等がある。
- (6) 服部朗・佐々木光明『ハンドブック少年 法』(明石書店、2000年) 351 頁以下は、「被 害者」と少年法の問題につき、これまでの議 論状況等をコムパクトに紹介する。
- (7) 瀬川晃「少年審判と被害者の地位」ジュ リスト 1152 号 (1999 年) 99 頁
- (8) 本稿は、村越一浩「少年事件と被害者」 現代刑事法第1巻5号(1999年)を踏まえて おり、これに屋上屋を架さないよう努めたの で、併せ参照のこと。
- (9) 詳細は、入江猛「「少年法等の一部を改正 する法律」の趣旨及び概要」本号 29 頁以下の 該当部分を参照。
- (10) 本法で被害者等とは、「被害者又はその法

- 定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合にお姉なるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう」となっている。刑訴法231条2列条292条の2第1項等を踏襲したものと思めのような伝統的検討でう後も限定されるできからないには問題であるとしても、事実がに適合させるでは問題であるとしてもの実状に適合させるできではなかるとし、当該犯罪又は刑罰法令に対かる行為により直接の被害を被った者をものと考えられる(村越・前掲註(8)72頁参照)。
- (11) 被害者通知制度について、審議内容の詳細は、瀬川・前掲註(7)参照。
- (12) 村井敏邦「少年事件と情報公開」法学セミナー527号 (1998年) 70 頁は、被害者の意意を前提として、「審判官が少年と附添人スス見を聞いた上で、審判に関する情報をマラるとし、岡田悦典=岡田久美子「被害者ケアを送の支援の構想」同76頁も同様の口のおきを通じて伝達するという方法は考えうアと、地ずれも捜査機関による情報提供に消費をである。これに対し、川出敏裕「犯罪被害とで対する情報提供」現代刑事法第2巻2号(2000年) 20頁は、「捜査機関と家裁とで育成の観点のみから家裁に委ねるのは現実的でないとして、捜査機関による情報提供を承認する。
- (13) ただし、5条の2ではその主体が「裁判所」、31条の2では「家庭裁判所」となっている。前者は、おそらく逆送後の刑事裁判所をも想定したものと解されるが、「第二章 少年の保護事件」の章中に刑事事件の手続規定が存在することになるのは、「第5条(管轄)の2」としても、多少の違和感がある。
- (14) 家庭裁判月報第52巻11号 (2000年) 1頁以下参照。
- (15) 捜査機関における通知制度の権利性については、川出・前掲註(2)19、20 頁参照。
- (16) 龍岡資晃「犯罪被害者等の保護を図るための公判記録の閲覧謄写と民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の制度の導入」現代刑事法第2巻11号(2000年)36頁参照。
- (17) 龍岡・前掲註(16)37 頁参照。座談会「少年 法改正(下)」ジュリスト 1153 号 (1999 年) 87 頁において、川口宰護判事は、終局決定後 の通知を受訴裁判所の判断とするが、刑事上 の規定と異なり、「『刑事被告事件の係属する』 裁判所」のような限定を付していないこと、 また決定確定後 3 年まで通知ができることな どを考慮すると、無理があろう。
- (18) 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手 続に付随する措置に関する法律3条2項では、

- 使用目的の制限と適当と認める条件の付与を 承認する。
- (19) 井垣康弘「『裁判所の窓から』みる少年法の課題と改革」法学セミナー551号(2000年)61頁参照。この中で井垣判事は、「被害者側担当調査官」の制度を提唱されている。
- (20) このこと自体にも議論はあるが、紙幅の都合上検討は別稿に譲る。
- (21) 津田玄児「被害者の人権と少年の人権」 澤登俊雄先生古稀祝賀論文集「少年法の展望」 506頁 (現代人文社、2000) 等。なお、座談 会「少年法論議で何が問われているか」法と 民主主義第352巻(2000年)で、前野育三教 授は、「現行法の手続構造の中へ被害者を参加 させるということで考えるべきではなかろう というのが私の意見であります。修復的司法 のやり方で参加させるのでないといけないだ ろうと思います」(12頁)、とされ、新倉修教 授は、「現在の少年法を前提とする以上は、被 害者も加害少年、非行少年の健全育成に役立 つ存在にならないと、厳しい言い方をすれば、 審判廷に入る資格はないといわざるを得ませ ん」(15頁) とされる。座談会・前掲註(17)88 頁の川口意見、川出・前掲註位24頁も否定 的。なお、団藤重光他著『「改正」少年法を批 判する」(日本評論社、2000) 所収の斉藤豊治 教授、新倉教授の各論文も否定しているが、 同座談会の井垣意見(前掲註(19)論文も同様) は肯定的で、むしろ審判廷を遺族等の語る場 にしようと構想されている。法改正なしで可 能かについては疑問もあるが、注目すべき見 解である。
- (22) 座談会「少年法論議で何が問われている か」前掲註(21)25 頁等参照。
- (23) Dean Champion, The Juvenile Justice System: Delinquency, Processing, and the Law, 2 nd ed. at 326-327, Prentice-Hall, Inc. (1998).
- (24) M. Davies, H. Croall & J. Tyrer, Criminal Justice: An Introduction to the Criminal Justice System in England and Wales, 2nd ed. Longman Group Ltd., at 378 (1998). 例えば、Zender は、被害者の公判における役割を認め、被害者の精神的利益や裁判所が犯罪被害に釣り合った宣告刑を下すための情報が得られる点を評価するが、それ以上の関与は、被害者が検察官の裁量を制限することとなるし、被害者の主観性が裁判所の客観性を損なう危険があることを指摘している。
- (25) ただ、出席は当然ながら義務的でない。 青少年犯罪班は、事前に被害者の意見を聴取 したうえで手続に反映する努力をし、必要が あれば、パネルと分離して加害者一被害者間 の面会を行うことができる。なお、スコット ランドを含む、イギリス少年司法の最新の動

- 向については、三宅孝之「イギリス少年司法 の動き」団藤他・前掲註(2)232 頁以下を参照。
- (26) Id. at 121. わが国ではイギリスが私訴制度 の国であるという誤解がよくあるが、1985 年に公訴局ができる以前は、殺人を含む重大 犯罪を担当する公訴長官 (The Director of Public Prosecutions=DPP) と、治安判事裁 判所の管轄犯罪である通常犯罪を担当する警 察によって公訴が行われていた。私人による 訴追はほとんど行われておらず、現行法上も まれである。しかし、これらの訴追は、それ ぞれ、法廷弁護士(barrister)と事務弁護士 (solicitor) によって助言又は指導されるシス テムを持ち、これがため、イギリス刑事裁判 をして、民事裁判的あるいは私人訴追的色彩 のものと感じさせていたのであろう。しかし、 公訴局の創設後は、こうした在野法曹の関わ る比率は大幅に下がり、同時に被害者の関与 は少なくなったといえる。
- (27) Vgl. Eisenberg, U., *Jugendgerichtsgesetz*, 7. Aufl., Verlag C. H. Beck, 1997. S. 731.
- (28) Schaffstein, F./Beulke, W., Jugendstrafrecht, 12. Aufl. Kohlhammer, 1995. S. 212.
- (29) Albrecht, P. A., Jugendstrafrecht, 2. Aufl., Verlag C. H. Beck, 1993. S. 375.
- (30) Brunner, R./Dölling, D., Jugendgerichtsgesetz; Kommentar, 10., neubearb. Aufl. Walter de Gruyter, 1996.S. 409-410.
- (31) J.-F. Renucci, Droit penal des mineurs, Masson, 1994 pp. 179-181. 1983 年7月8日の 法律は、予審段階にも本案裁判にも、少年裁 判機関における犯罪被害者の保護を強化した。
- (32) E. Gaviano, *Elementi di Diritto Minorile*, Edizioni Simone, 1991 pp 71-73. 公判段階 については 74 頁以下を参照。なお、イタリアでは 1995 年いらい修復的司法の動きが少年司法から始まっており、1998 年には少年刑事手続法 9 条、27 条、28 条等に加害者一被害者調停プログラムが導入された。
- (33) 少年審判規則 29条の解釈から法改正は必要でなく実務的に対応できるとする見解もあるが、これは在廷の規定に過ぎず、30条との関係から被害者は意見陳述できないと考えられ、権利性は極めて脆弱というほかない。ただし、常時在廷する必要はないだろうし、さしあたり弁護士たる付添人のみ出席できるとする案も考えられる。
- (34) 麦島文夫他著「新版心理学要論」(有斐閣 双書、1987) 11 頁。
- (35) 接触の場が審判である必要はないとの反論もあるが、これについては、修復的司法の時期的問題とも関連して、別稿に譲らざるを得ない。

(よしなか・のぶひと)